

綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響を踏まえ、綾瀬市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。）に対して学校給食費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、綾瀬市立学校給食センター条例（昭和41年綾瀬町条例第10号）第2条により設置された綾瀬市立学校給食センターの所長（以下「給食センター所長」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、綾瀬市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者が現に負担する学校給食費（令和5年9月分から令和6年3月分までに限る。）の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、次に掲げる者についてそれぞれ支給される学校給食費に係る扶助等の額を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者のうち同条第1項に規定する被保護者（同法第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に相当する扶助を支給されている者に限る。）
- (2) 綾瀬市就学援助要綱（平成23年4月1日施行）第3条の規定により就学援助の対象となる準要保護者（同要綱別表に規定する学校給食費を支給されている者に限る。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、他の法令等の規定により学校給食費に相当する費用の援助を受けている者

(交付申請)

第4条 給食センター所長は、補助金の交付を受けようとするときは、学校給食費負

担軽減補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 学校給食費負担軽減補助金事業計画書（第2号様式）

(2) 児童生徒の人数が確認できる書類

(3) 補助対象外児童生徒（前条各号に掲げる者をいう。第8条において同じ。）の人数が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金の交付は月ごとに行うものとする。

2 給食センター所長は、交付を受けようとする月分の前月の末日までに学校給食費負担軽減補助金交付請求書（第4号様式）に学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、各月の15日までに補助金を交付しなければならない。

（補助金の変更）

第7条 第5条の規定により補助金の交付を決定した後、補助金の対象となる経費に変更が生じたことにより、補助金を増額し、又は減額する必要があると認めるときは、給食センター所長は、学校給食費負担軽減補助金変更交付申請書（第5号様式）に学校給食費負担軽減補助金事業計画書（変更交付申請時）（第6号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の増額又減額の可否を決定するものとする。

3 市長は、補助金の増額又は減額を決定したときは、学校給食費負担軽減補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による増額した補助金の交付について準用する。この場合において、同条第2項中「交付を受けようとする月分の前月の末日までに」とあるのは「速やかに」と、同条第3項中「各月の15日まで」とあるのは「請求を受けた日から15日以内」と読み替えるものとする。

(補助金の実績報告書)

第8条 給食センター所長は、補助金の交付を受けた会計年度の終了後の最初の4月15日までに、学校給食費負担軽減補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食費負担軽減補助金実施状況報告書(総括表)(第9号様式)
- (2) 学校給食費負担軽減補助金実施状況個票(各月分)(第10号様式)
- (3) 児童生徒の人数が確認できる書類
- (4) 補助対象外児童生徒の人数が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、学校給食費負担軽減補助金確定通知書(第11号様式)により給食センター所長に通知するものとする。

3 第6条第3項の規定により交付した額(第7条第4項の規定により準用する第6条第3項の規定による増額した補助金を含む。)(以下この項において「既交付額」という。)が第1項の規定により確定した補助金の額(以下この項において「確定額」という。)に満たないときは、市長はその差額を交付し、既交付額が確定額を超えるときは、給食センター所長はその差額を直ちに市長に返還するものとする。

4 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により市長が交付する補助金について準用する。この場合において、同条第2項中「交付を受けようとする月分の前月の末日までに」とあるのは「直ちに」と、同条第3項中「各月の15日まで」とあるのは「請求を受けた日から15日以内」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

学校給食費負担軽減補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

学校給食センター
所長

学校給食費負担軽減補助金の交付を受けたいので、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 月別交付申請額

交付対象月	交付申請額
9月分	円
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円

3 添付書類

- (1) 学校給食費負担軽減補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 児童生徒の人数が確認できる書類
- (3) 補助対象外児童生徒（第3条各号）の人数が確認できる書類

第2号様式（第4条関係）

学校給食費負担軽減補助金事業計画書

区分	児童生徒数 (R5.4.1時点) (A)	補助対象外となる児童生徒数 (B)				補助対象 児童生徒数 (A) - (B)	給食の種類	種 類 別 児童生徒数	単価 (月額)	補助対象経費 (C)	補助申請額 (C) × 1/2
		長期 欠席者等	要保護 (第3条第1号)	準要保護 (第3条第2号)	他の法令等 (第3条第3号)						
小学校						完全給食		4,400円			
						牛乳停止		3,750円			
						牛乳のみ		650円			
						小 計					
中学校						完全給食		4,900円			
						牛乳停止		4,250円			
						牛乳のみ		650円			
						小 計					
合 計											

(補足)

- ・「長期欠席者等」は、長期欠席、アレルギー対応等により保護者から学校給食費を徴収しない児童生徒の数の合計数を記入すること。

(添付書類)

- ・令和5年4月1日時点の児童生徒数が確認できる書類
- ・令和5年4月1日時点の要保護者（第3条第1号）、準要保護者（第3条第2号）及び他の法令等による援助者（第3条第3号）の見込み人数が確認できる書類

第3号様式（第5条関係）

学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書

年 月 日

学校給食センター所長 殿

綾瀬市長



年 月 日付で申請があった学校給食費負担軽減補助金について、次のとおり決定したので、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 月別交付額

交付対象月	交付額
9月分	円
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円

※ 交付対象月の前月の末日までに学校給食費負担軽減補助金交付請求書（第4号様式）を提出すること。

第4号様式（第6条関係）

学校給食費負担軽減補助金交付請求書

年 月 日

綾瀬市長 殿

学校給食センター
所長

年 月 日付で（変更の）交付決定を受けた学校給食費負担軽減補助金について、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱（第7条第4項及び第9条第4項の規定により準用する）第6条第2項の規定により、次のとおり交付を請求します。

交付決定額 (変更交付決定額)				円
既 交 付 額				円
補助事業に要した費用 (確 定 額)				円
交 付 請 求 額 (月 分)				円
添 付 書 類	(1) 学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書の写し (2) (3)			
口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関 コード			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	

第5号様式（第7条関係）

学校給食費負担軽減補助金変更交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

学校給食センター
所長

学校給食費負担軽減補助金の増額（減額）の必要がありますので、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 既交付決定額 | 円 |
| 2 増額（減額） | 円 |
| 3 変更交付申請額 | 円 |

4 添付書類

- (1) 学校給食費負担軽減補助金事業計画書（変更交付申請時）（第6号様式）
- (2) 児童生徒の人数が確認できる書類
- (3) 補助対象外児童生徒（第3条各号）の人数が確認できる書類

第6号様式（第7条関係）

学校給食費負担軽減補助金事業計画書（変更交付申請時）

区分	児童生徒数 (R. . 時点) (A)	補助対象外となる児童生徒数 (B)				補助対象 児童生徒数 (A) - (B)	給食の種類	種 類 別 児童生徒数	単価 (月額)	補助対象経費 (C)	補助申請額 (C) × 1/2
		長期 欠席者等	要保護 (第3条第1号)	準要保護 (第3条第2号)	他の法令等 (第3条第3号)						
小学校							完全給食		4,400円		
							牛乳停止		3,750円		
							牛乳のみ		650円		
							小 計				
中学校							完全給食		4,900円		
							牛乳停止		4,250円		
							牛乳のみ		650円		
							小 計				
合 計											

(補足)

- ・「長期欠席者等」は、長期欠席、アレルギー対応等により保護者から学校給食費を徴収しない児童生徒の数の合計数を記入すること。

(添付書類)

- ・変更交付申請を行う日が属する月の1日時点の児童生徒数が確認できる書類
- ・令和6年3月末日時点の要保護者（第3条第1号）、準要保護者（第3条第2号）及び他の法令等による援助者（第3条第3号）の見込み人数が確認できる書類

第7号様式（第7条関係）

学校給食費負担軽減補助金変更交付決定通知書

年 月 日

学校給食センター所長 殿

綾瀬市長



年 月 日付けで変更交付申請があった学校給食費負担軽減補助金について、次のとおり決定したので、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

- 1 既交付決定額 円
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更交付決定額 円

4 月別交付額（変更後）

交付対象月	交付額
9月分	円
10月分	円
11月分	円
12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	円

※ 補助金が増額となった場合は、速やかに学校給食費負担軽減補助金交付請求書（第4号様式）を提出すること。

第8号様式（第8条関係）

学校給食費負担軽減補助金実績報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

学校給食センター
所長

年 月 日付（変更の）交付決定を受けた学校給食費負担軽減補助金に係る実績について、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

交付決定額 （変更交付決定額）	円
既 交 付 額	円
補助事業に要した費用 （ 確 定 額 ）	円
追加支給すべき額 又は 返 還 す べ き 額	円
添 付 書 類	(1) 学校給食費負担軽減補助金実施状況報告書（総括表）（第9号様式） (2) 学校給食費負担軽減補助金実施状況個票（各月分）（第10号様式） (3) 令和5年9月から令和6年3月までの各月1日時点の児童生徒数が確認できる書類 (4) 令和5年9月から令和6年3月までの補助対象外児童生徒（第3条各号）の人数が確認できる書類

第9号様式（第8条関係）

学校給食費負担軽減補助金実施状況報告書（総括表）

区分	給食の種類	単価	補助対象経費 (A)	補助額 (A) × 1/2
小学校	完全給食	4,400 円		
	牛乳停止	3,750 円		
	牛乳のみ	650 円		
	日割	255 円		
	月途中の要保護等	—		
	小 計			
中学校	完全給食	4,900 円		
	牛乳停止	4,250 円		
	牛乳のみ	650 円		
	日割	285 円		
	月途中の要保護等	—		
	小 計			
合 計				

(補足)

学校給食費負担軽減補助金の補助対象となった期間について、月ごとに作成した学校給食費負担軽減補助金実施状況個票（第10号様式）を基に作成してください。

第10号様式（第8条関係）

学校給食費負担軽減補助金実施状況個票（ 月分）

区分	児童生徒数 (R...時点) (A)	補助対象外となった児童生徒数 (B)				日割とした 児童生徒数 (C)	補助対象 児童生徒数 (A)-(B)+(C)	給食の種類	種 類 別 児童生徒数	単価	補助対象経費 (D)	補助額 (D) × 1/2
		長期 欠席者等	要保護 (第3条第1号)	準要保護 (第3条第2号)	他の法令等 (第3条第3号)							
小学校							完全給食		4,400 円			
							牛乳停止		3,750 円			
							牛乳のみ		650 円			
							日割 (延べ人数)		255 円			
							月途中に要保護 等となった者		—			
							小 計					
中学校							完全給食		4,900 円			
							牛乳停止		4,250 円			
							牛乳のみ		650 円			
							日割 (延べ人数)		285 円			
							月途中に要保護 等となった者		—			
							小 計					
合 計												

(補足説明)

- この実施状況個票は、学校給食費負担軽減補助金の補助対象となった期間について、月ごとに作成してください。
- (A) の欄は、各月1日時点の児童生徒数を記入してください。
- 月の途中で新たに要保護児童等として補助対象外となった児童生徒数が発生した場合は、(B)の欄に計上せず、当該児童生徒の保護者が負担すべき給食費（当該月において(B)による支給額を控除した額）の合計額を補助対象経費(D)の欄に記入すること。

第11号様式（第9条関係）

学校給食費負担軽減補助金確定通知書

年 月 日

学校給食センター所長 殿

綾瀬市長



年 月 日付けで実績報告があった学校給食費負担軽減補助金について、その補助額を次のとおり確定したので、綾瀬市学校給食費負担軽減補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 交付決定額 (変更交付決定額)	円
2 既交付額	円
3 確定額	円
4 追加支給額 又は 返還すべき額	円

(補足)

- ・追加支給額がある場合は、学校給食費負担軽減補助金交付請求書（第4号様式）を提出してください。
- ・返還すべき額がある場合は、市長の指示に従い、直ちに返還してください。